

## スマートファクトリー共同研究事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、徳島県立工業技術センター（以下、「工業技術センター」という。）と企業が、スマートファクトリーの推進に関して行う共同研究（以下、「共同研究」という。）の実施にあたり必要な事項を定める。

### (共同研究の要件)

第2条 共同研究は、スマートファクトリーの推進に関し、工業技術センターの行う研究として必要かつ妥当なものであることとする。

### (共同研究者の要件)

第3条 共同研究を行う企業は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有しており、製造業等を営む者であること
- (2) 共同研究を行うために必要な製品開発力・技術力を有し、工業技術センターと相互に共同研究課題を分担実施できる者であること

### (共同研究テーマ)

第4条 共同研究テーマは、スマートファクトリーの推進に関するテーマであることとする。

### (計画の申請)

第5条 共同研究を希望する企業（以下、「申請者」という。）は、共同研究計画申請書（様式第1号）を工業技術センター所長（以下、「所長」という。）に提出する。

### (審査)

第6条 所長は、共同研究計画申請書を受理した場合は、速やかに共同研究内容について採択の可否を審査する。

### (共同研究契約)

第7条 所長は、共同研究を実施することと決定した申請者（以下、「共同研究者」という。）と共同研究契約（様式第2号）を締結する。

### (対象経費)

第8条 共同研究における研究の対象経費は、別表1のとおりとする。

### (経費負担)

第9条 工業技術センター及び共同研究者は、各自の研究分担分に要する経費をそれぞれ負担する。ただし、工業技術センターの負担額は、共同研究者の負担額を超えないものとする。

### (進捗管理)

第10条 所長は、共同研究の効率的推進を図るため、必要に応じて、共同研究者に対し研究内容の進捗状況等を確認することができる。

### (研究計画の変更)

第11条 共同研究者は、研究計画を変更する場合は、あらかじめ研究計画変更承認申請書（様式第3号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。

(研究の中止)

- 第12条 共同研究者は、やむを得ない事情により研究を中止しようとする場合は、研究中止承認申請書（様式第4号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 所長は、工業技術センターの業務に支障があるとき、又は天災その他やむを得ない事由により研究を継続することが困難となったときは、共同研究を中止することができる。
- 3 所長は、前二項の規定により共同研究を中止するときは、遅滞なく、共同研究者にその旨を通知する。
- 4 第1項の規定により共同研究を中止する場合は、第9条ただし書にかかわらず経費の負担について別途協議を行う。

(信用失墜行為)

- 第13条 所長は、共同研究者が虚偽の研究計画書を提出するなど著しい信用失墜行為があった場合には研究を取消することができる。
- 2 前項の規定により共同研究を取り消す場合は、第9条ただし書にかかわらず共同研究者に対して工業技術センターの負担額を納付させるものとする。

(結果報告)

- 第14条 共同研究者は、研究契約書で定める研究期間の最終日までに、研究結果報告書（様式第5号）を所長に提出する。

(経費の確認)

- 第15条 所長は、共同研究者が研究に要した経費について、必要な場合には、確認を行うことができる。

(研究成果の公表等)

- 第16条 所長又は共同研究者は、あらかじめ書面による相手方の同意を得た上で、研究期間終了後に研究成果を公表することができる。

(特許の出願等)

- 第17条 共同研究において工業技術センター又は共同研究者に属する研究員が独自に発明を行ない、単独で特許の出願を行う場合には、互いに相手方の了解を必要とする。
- 2 共同研究において工業技術センター又は共同研究者の研究員が共同で発明を行った場合には、これを共同出願することとし、共有割合は原則として2分の1ずつとする。ただし、所長が認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項の場合、共同研究者は徳島県（以下、「県」という。）と共同出願契約書（様式第6号）を締結しなければならない。
- 4 第2項の共同出願にかかる特許権の取得及び管理のために必要なすべての費用は、原則として共有割合で按分する。

(優先実施権)

- 第18条 県は、前条第2項の規定による共同研究の成果にかかる発明の特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下、「特許権等」という。）にかかるものを共同研究者又は共同研究者の指定する者（以下、「共同研究者等」という。）に限り、特許登録の日から5年を超えない範囲において優先的に実施させることができる。
- 2 前項の特許権等を優先的に実施させることができる期間については、県が総合的に判断して定め

ることができる。

(実施許諾契約)

第19条 県は、特許権等の実施にあたり、共同研究者等と特許権等に係る実施許諾契約を締結するものとする。

(準用)

第20条 第17条から第19条までの規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この共同研究の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

別表1 研究対象経費

経費区分	内 容
消耗品費	試験研究用の消耗品
原材料費	試験研究用の原材料
委託費	試験研究に関する委託
その他経費	その他、特に必要と認める経費（人件費は除く。）